新設

UIJターン者住宅改修支援補助金制度を制定しました

「岩美町空き家活用情報システム」に登録されている物件を利用し、町内に定住目的で登録物件を購入又は賃貸する方に対し、その住宅の改修に必要な経費の一部を助成し、UIJターン者の住環境整備を支援する定住促進の取り組みとして設けました。

【補助対象者】　次の要件を全て満たすUIJターン者

①空き家活用情報システムに登録されている物件を購入又は賃貸した者
②申請時に東部市町村外に住民登録されている者
③補助金の交付後、５年以上岩美町に定住しようとする者
④改修後６月以内に岩美町へ住民登録する者
⑤改修しようとする空き家の所有者の３親等以内でない者
⑥申請者が納付義務を負う市区町村に納付すべき税額に滞納がない者　など

【補助対象物件】

①空き家活用情報システムに登録されている物件
②住宅所有者と改修の同意及び現状回復義務の免除について確認されている物件

【補助対象経費】　改修に係る経費

【補助率及び補助金額】　補助率１／２

（上限：県外からの移住者：200万円、東部市町村以外の県内からの移住：100万円とし千円未満切り捨てとする）

【補助金返還義務】　次のいずれかに該当する場合経過年数に応じて補助金返還となります。

①補助金交付後５年以内に対象住宅を取り壊し又は売却した場合
②　　〃　　５年以内に岩美町から転出した場合
③　　〃　　６月以内に岩美町へ住民登録しない場合←全額返還
＊①②の返還金額・・・・補助金額÷経過年数（○年以内）＝返還金額（千円未満切り捨て）

【イメージ】

UIJターン者

＊空き家利用契約締結
改修同意（賃貸契約の場合）

改修補助金
サポート

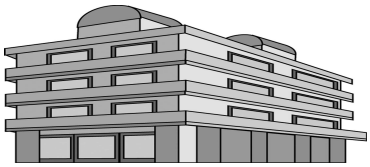

岩美町役場

空き家活用システム
登録物件

問い合わせ先	自立推進課　☎73-1412　FAX73-1569 E-mail：jiritu@iwami.gr.jp 町ホームページ　http://www.iwami.gr.jp/